

省エネ家電製品への

買い替えなどに補助金が出ます！

町内事業者から
購入した製品に

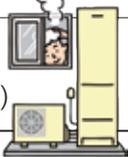
■ 住民課環境係 ☎64-8315

町では、エネルギー価格高騰の影響への支援と家庭での温室効果ガスの削減対策として、省エネ効果の高いエアコン・冷蔵庫・洗濯機・温水器の買い替え費用などの一部を補助します。**申請受付は先着順で、予算の上限に達し次第終了します。**



ホームページ

対象製品・補助金額・対象経費

対象製品	補助金額	対象経費
エアコン 	上限額 40,000円 (対象経費の1/3)	令和7年4月1日から 令和8年2月28日までに 町内の事業者から購入した 対象製品の 購入費、設置費、運搬費、消費税 ※複数の製品を購入した場合の対象経費は合計額で申請できますが、補助金の上限額は変わりません。
冷蔵庫 		
洗濯機 		
温水器 (ガス・石油・電気) 	上限額 50,000円 (対象経費の1/3)	

要件

- 買い替えであること(エアコンは新規購入も可)
- 未使用品であること
- 最新の目標年度「省エネルギー基準達成率」が、100%以上であること(洗濯機を除く)
- 洗濯機は、インバーター制御(洗濯物の量や水量に応じてモーターの回転数を自動的に調節する機能)が搭載された機種であること

対象者

町内の居住するための住宅に対象製品を購入・設置し、その住宅の所在地に住所をおいている人

申請期間・受付時間

令和7年4月1日～令和8年3月31日までを予定
午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く)
※水曜日は午後7時15分まで

「省エネルギー基準達成率」

「省エネ型製品情報サイト」やカタログなどで確認してください。



※「省エネ型製品情報サイト」(経済産業省エネルギー庁)を加工して作成

申請方法 ※郵送での提出は受け付けません

申請書に必要書類を添えて環境係へ持参

- ①契約書または注文書と領収書の写し
- ②仕様書または保証書
- ③メーカー名、型番を含む製品名が分かる書類
- ④設置前と設置後の写真
- ⑤振込先が確認できる通帳などの写し
- ⑥税金の滞納がないことを証明する書類

公共下水道供用開始区域が広がりました！

(下水道の使用できる区域)

拡大区域 小川・福島・白倉・金井・造石の一部1.3ヘクタール



1ヘクタールは、
100m×100mだよ



住みよい快適な環境づくりのために

供用開始区域が拡大

公共下水道の使用できる区域が新たに追加されました。区域内の家庭では、排水設備を設置することにより、トイレや台所などの汚水を直接公共下水道に流すことができますようになります。

下水道への接続工事を

公共下水道が完成し処理区域になると、くみ取り式トイレの場合には3年以内に水洗トイレに改造し、公共下水道に接続することが下水道法により定められています。

工事は排水設備指定工事店で

排水設備工事を行うときは、工事が適正に行われるよう町が指導を行っている「指定工事店」へお申し込みください。「指定工事店」以外の業者が工事することは条例により禁じられています。

業者は見積り合わせをして選定しましょう。

「指定工事店」
はこちらで確認できます→



浄化槽設置補助金

合併処理浄化槽を設置するときの費用の一部として補助金を交付します。

対象区域	次の区域を除く町内全域 ・公共下水道事業計画区域 ・農業集落排水事業整備区域								
対象者	・住宅などを新築・増築し、新しく合併処理浄化槽を設置する人 ・住宅などのくみ取り槽または単独浄化槽から転換し、合併処理浄化槽を設置する人								
補助金額	・合併処理浄化槽の人槽区分により補助金額は異なります。また、転換の場合、宅内排水設備の補助が加算されます。 【例】単独処理浄化槽(5人槽)から合併処理浄化槽(5人槽)へ転換するときの 最大金額								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄化槽設置補助</td> <td>279,000円</td> </tr> <tr> <td>転換加算分</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>補助金額合計</td> <td>579,000円</td> </tr> </tbody> </table>		金額	浄化槽設置補助	279,000円	転換加算分	300,000円	補助金額合計	579,000円
	金額								
浄化槽設置補助	279,000円								
転換加算分	300,000円								
補助金額合計	579,000円								

宅内排水設備工事費補助金

浄化槽などから下水道に接続するときの工事費用の一部として補助金を交付します。

対象者	・町内在住で、建物の所有者や所有者の同意を得た使用者
対象経費	・住宅のくみ取り槽や浄化槽(合併・単独)から下水道に接続するための宅内排水設備工事に要する費用
補助金額	・上限3万円 ※ただし、申請時に同居する中学生以下の児童がいる場合は上限5万円
対象期間	・令和8年度まで ※令和9年3月末日までに工事が終わるものに限る



←浄化槽設置補助金



宅内排水設備
工事費補助金→

水道課業務係 ☎(64)8316・施設係 ☎(64)8317

「空き家」を探しています！

「空き家バンク」登録物件を募集中

■ 企画課企画係 ☎74-3133

町内の空き家を有効活用し、移住・定住の促進や地域の活性化を図るため「空き家バンク」制度を設けています。

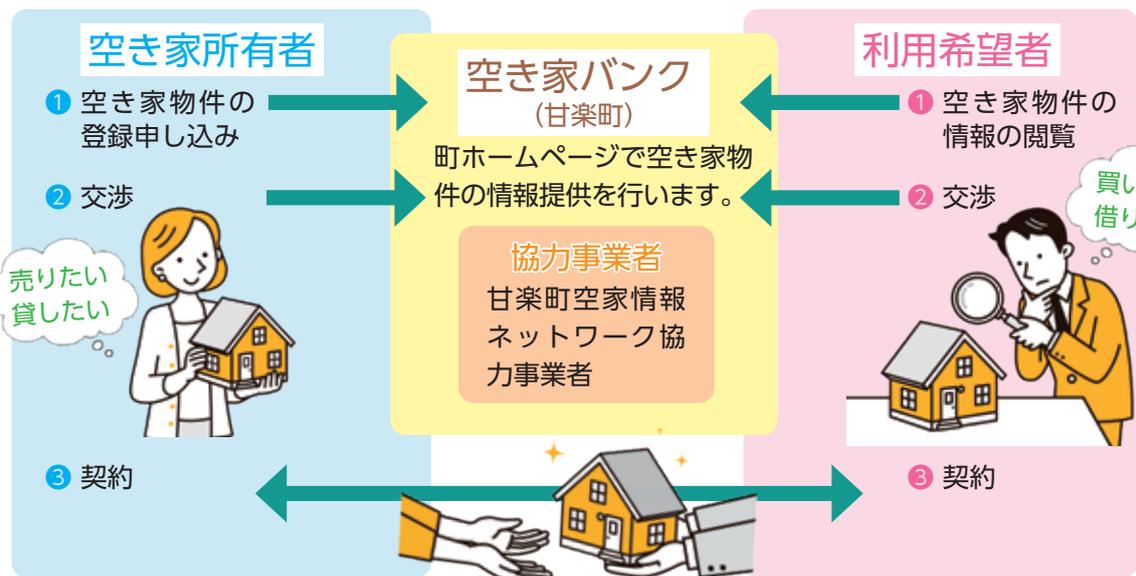
この制度は、空き家を「売りたい・貸したい」という空き家所有者と、空き家を「買いたい・借りたい」という移住・定住希望者を、町が橋渡しするものです。

町内に個人所有の空き家をお持ちで、売却または賃貸を希望する人は、ぜひ「空き家バンク」に登録してください。

「空き家バンク」に登録した物件に限り、片付けに係る費用の一部を補助する制度があります。詳しくは23ページをご覧ください。



空き家バンク
情報はこちら→



固定資産評価審査委員会は3人の委員で構成され、土地や家屋などの固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服申出があった場合、中立的・専門的な立場からその内容について審査・決定を行う機関です。



小柏栄二さん
(天引・再任)
任期
令和7年4月1日
から3年間

固定資産評価
審査委員会委員

紹介します